



保発 0913 第 2 号  
平成 22 年 9 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の  
取扱いについての一部改正について

一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについては、昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号保険局長通知によりその取扱いを示しているところであるが、このたび同通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴都道府県内保険者に対する周知についてよろしく御配慮願いたい。

【 別 添 】

○ 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一部改正について  
(昭和34年3月30日保発第21号厚生省保険局長通知)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>一部負担金の徴収猶予及び減免並びに<u>保険医療機関等</u>の一部負担金の取扱いについて</p> <p>国民健康保険法 (以下「法」という。) 第44条第1項及び第3項の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免並びに<u>法第42条第2項の規定による一部負担金の取扱い</u>に関しては、左記によることとしたから保険者において被保険者に対する周知徹底をはかるとともに、<u>保険医療機関等</u>との連絡を保ち、その適正な実施を期すよう特段の配慮をわずらわしたい。</p> <p>なお、この取扱いは、<u>地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項に基づく技術的助言である。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 一部負担金の徴収猶予及び減免</p> <p>一 一部負担金の徴収猶予</p> <p>保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員 (以下「世帯主又は組合員」という。) が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となつた場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、<u>6箇月以内</u>の期間を限つて、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主又は組合員が<u>保険医療機関等</u>に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該<u>保険医療機関等</u>に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、<u>障害者</u>となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。</li> <li>2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。</li> <li>3 事業又は業務の休業、失業等により収入が著しく減少したとき。</li> <li>4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。</li> </ol> <p>二 一部負担金の減免</p> <p>(一) 保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができること。<u>なお、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当</u></p>	<p>一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて</p> <p>国民健康保険法 (以下「法」という。) 第44条第1項及び第3項並びに<u>第52条第3項の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免並びに同法第42条第2項の規定による一部負担金の取扱い</u>に関しては、左記によることとしたから保険者において被保険者に対する周知徹底をはかるとともに、<u>療養取扱機関</u>との連絡を保ち、その適正な実施を期すよう特段の配慮をわずらわしたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 一部負担金の徴収猶予及び減免</p> <p>一 一部負担金の徴収猶予</p> <p>保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員 (以下「世帯主又は組合員」という。) が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となつた場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、<u>六箇月以内</u>の期間を限つて、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主又は組合員が<u>療養取扱機関</u>に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該<u>療養取扱機関</u>に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、<u>不具者</u>となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。</li> <li>2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。</li> <li>3 事業又は業務の休業、失業等により収入が著しく減少したとき。</li> <li>4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。</li> </ol> <p>二 一部負担金の減免</p> <p>保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができること。</p>

する世帯を対象に含むものとする。

① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯

② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入又は組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者の収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3箇月以下である世帯

(二) 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とすること。ただし、3箇月までに期間を制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ること。

三 前記一及び二の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

#### 四 申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、様式第一による申請書を提出しなければならないこと。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならないこと。

#### 五 証明書の交付又は通知

(一) 保険者は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第二による証明書を申請者に交付し、法第44条第3項の規定により一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、その旨申請者に通知するものとする。

(二) 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、(一)の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

#### 六 徴収猶予及び減免の取消

(一) 保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

1 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

2 一部負担金の納入を免かれようとする行為があつたと認められるとき。

(二) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合にお

三 前記一及び二の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

#### 四 申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、様式第一による申請書を提出しなければならないこと。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならないこと。

#### 五 証明書の交付又は通知

(一) 保険者は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第二による証明書を申請者に交付し、法第44条第3項又は法第52条第3項の規定により一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、その旨申請者に通知するものとする。

(二) 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が療養取扱機関等について療養の給付を受けようとするときは、(一)の証明書を被保険者証にそえて当該療養取扱機関等に提出しなければならないこと。

#### 六 徴収猶予及び減免の取消

(一) 保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

1 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

2 一部負担金の納入を免かれようとする行為があつたと認められるとき。

(二) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合にお

いてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとする。

## 第二 保険医療機関等の一部負担金の取扱

### 一 徴収猶予証明書の事後提出の場合

保険医療機関等が、緊急やむを得ない場合で、第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徴収猶予証明書を提出することを署名確認せしめた上一部負担金を支払わせないものとし、被保険者が徴収猶予証明書を、第二診療日までに提出しないときは、保険医療機関等から保険者に連絡し、その者に対して徴収猶予の申請がなされ、かつ、証明書を発行されるかどうかを確かめ、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

### 二 善良な管理者と同一の注意

保険医療機関等が法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならないこと。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき具体的ケースに即して行われるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものと認められないものであること。

- 1 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。
- 2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。
- 3 再診の場合に、催促しないこと。

なお、被保険者が入院療養を受けている場合にあっては、保険医療機関等において、少なくとも、次の各号に掲げる対応が行われていることが必要と考えられる。

- 1 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1箇月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。
- 2 療養終了後から3箇月以内及び6箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。
- 3 療養終了後から6箇月経過後に、少なくとも1

いてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において被保険者が療養取扱機関について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該療養取扱機関に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとする。

## 第二 療養取扱機関の一部負担金の取扱

### 一 徴収猶予証明書の事後提出の場合

療養取扱機関が、緊急やむを得ない場合で、第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徴収猶予証明書を提出することを署名確認せしめた上一部負担金を支払わせないものとし、被保険者が徴収猶予証明書を、第二診療日までに提出しないときは、療養取扱機関から保険者に連絡し、その者に対して徴収猶予の申請がなされ、かつ、証明書を発行されるかどうかを確かめ、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとする。

### 二 善良な管理者と同一の注意

療養取扱機関が法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該療養取扱機関の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならないこと。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、療養取扱機関の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき具体的ケースに即して行われるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものと認められないものであること。

- 1 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。
- 2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。
- 3 再診の場合に、催促しないこと。

回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。(保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。)

### 三 保険者の処分

(一) 法第42条第2項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3箇月を経過後、保険者に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね6箇月を経過した後、行うものとする。

(二) 保険者は、保険医療機関等から(一)により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとする。

1 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。

2 被保険者の属する世帯が保険料(税)の滞納処分を実施する状態にあるもの。

(三) 処分の実施に当たっては、地方自治法第231条の3第1項又は法第79条第1項に基づく督促を実施し、法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項又は法第80条第1項の規定に基づき当該請求に係る処分を行つたうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

(四) なお、一部負担金の支払は、法第42条第1項の規定に基づく保険医療機関等と被保険者との間の債権債務関係であり、同条第2項の規定により保険者が処分を行つ場合であっても、当該一部負担金が保険医療機関等の債権であることには変わりないものであること。

### 三 保険者の処分

(一) 法第42条第2項の規定による処分の請求は、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね二箇月を経過した後、行うものとする。

(二) 保険者は、療養取扱機関から(一)の請求を受けたときは、各療養取扱機関の請求を審査し、すみやかに地方自治法第235条又は法第79条及び第80条の規定の例により当該請求に係る処分を行つたうえ、療養取扱機関に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

◇一部負担金の徴収猶予及び減免並びに医療機関等の一部負担金の取扱いについての一部改正(概要)

- 一部負担金減免について
  - 一部負担金の減免の適用における収入の減少の認定に当たっては、次のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。
    - 入院療養を受ける被保険者がいる世帯
    - 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護基準以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯
  - 一部負担金の減免の期間については、療養に要する期間を考慮し、1カ月単位の更新制で3カ月までを標準とすること。
- 保険者徴収について
  - 保険医療機関等の行う善良な管理者と同一の注意について、被保険者が入院療養を受けている場合には、少なくとも、以下の対応が必要と考えられる。
    - 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名に対し、療養終了後、少なくとも1カ月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること
    - 療養終了後から3カ月以内及び6カ月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること
    - 療養終了後から6カ月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること
  - 保険者は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていることのほか、次のいずれかに該当することを確認した場合に保険者徴収を実施するものであること。
    - 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの
    - 被保険者の属する世帯が保険料(税)の滞納処分を実施する状態にあるもの

／2を特別調整交付金で補填する方針。また、減免額が一部負担金総額の3%を超える場合、従来の基準で8割が特別調整交付金で交付される。今回の改正通知の発端ともなった厚労省の「医療機関の未収金問題に関する検討会」が20年7月にまとめた報告書では、一部負担金の減免は生活困窮を理由とする未収金発生を抑制する効果があるとして、減免が適切に運用されるよう、国としての統一的な運用基準の提示や、市町村が懸念している財政影響への配慮などを検討すべきだと指摘されていた。21年度に行われたモデル事業では相談が40件、申請が9件あったのに対し、減免が認定されたのは7件、減免対象額は58・5万円との実績となっている。

入院未収金で善管注意義務を明確化

今回の改正通知では、未収金を保険医療機関に替わって

市町村などが徴収できる保険者徴収についても基準が設定された。悪質滞納者対策として実施したモデル事業の基準をほぼ踏襲し、保険医療機関が善管注意義務を果たすことを条件に、まずは保険者が電話・文書で催促(治療終了から3カ月以上が経過後)し、それでも支払がない場合、保険者徴収を実施(同6カ月以上が経過後)という2段階構えの対応を規定している。保険者徴収は、入院・通院いずれの未収金も対象になるが、改正通知では未収金の約8割と大部分を占める入院のケースについて、保険医療機関が善管注意義務を満たす条件を明示した。具体的には、未収金が生じた保険医療機関は第一段階として、①少なくとも1カ月に1回、本人・家族等に電話等で支払いを催促し、その記録を残している②少なくとも1回、内容証明付き郵便による督促状を送付し、その記録を

国保の一部負担金減免

収入減で生活保護基準以下など対象 : 厚労省が通知、保険者徴収は60万円超える未収金:

厚生労働省は9月13日、国保の一部負担金減免について、収入減少の認定に当たり、入院患者がいて収入が生活保護基準以下などの世帯を対象にするの基準を全国に通知した。医療機関の未収金対策の中で、生活困窮者対策として国の基準の明確化が求められていたもので、最低限対象にすべき基準として示した。悪質滞納者対策として保険者徴収でも実施すべき国の基準が示されており、医療機関の善管注意義務を前提に、未収の一部負担金が60万円超、もしくは国保料(税)の滞納処分を行う状態にある世帯を対象とすることなどを定めた。市町村が基準に基づいて一部負担金を減免した場合、1/2が特別調整交付金で補填される。

厚労省が全国に通知したのは、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一部改正」(63頁)と、改正に伴うQ&A(58頁)。21年度に28都道府県の30市区町で実施したモデル事業の際に示した基準をほぼ踏襲し、全国的に一部負担金減免制度や保険者徴収制度の運用改善を図る。各市町村で今回の基準を踏まえて必要に応じて要綱等を見直し、運用を早期に開始するよう求めている。

国保の一部負担金減免制度については、これまで事業や業務の休止、失業等により収入が著しく減少した時などを対象にするの基準が示されてはいるが、厚労省は今回新たに収入減少の認定基準を定めた。具体的には、①入院療養を受ける被保険者が属する世帯②世帯の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下のいずれれにも該当する世帯を対象に含めると規定。病院の未収金

の約8割(金額ベース)を占める入院患者に重点を置く方針も盛り込んだ。基準に該当する被保険者については、国保料(税)に滞納があるかどうかにかかわらず、一部負担金減免の対象とするよう求めている。また、一部負担金減免は1カ月単位の更新制とし、3カ月までを標準とする。療養が長期に及ぶような場合は、生活保護など福祉施策の利用を想定している。今回の基準は市町村への技

術的助言との位置づけ。それぞれの市町村の基準がこれより狭い場合、厚労省は「今回示した基準まで対象を拡大していただきたい」とする一方、逆に広い場合は狭める必要はないとしている。恒常的な低所得者対策の視点も一部負担金減免に盛り込むべきだとの意見もあるが、足立信也厚労大臣政務官は9月13日の参院厚労委員会でも、「福祉的意味合いも非常に強くなってくる。医療保険の中での扱いだけでは済まなくなる部分が出てくるのではないかと述べ、否定的な考えを示している。これまで一部負担金の減免が普及しなかった要因の一つに、特別調整交付金の交付基準が一部負担金総額の3%超とハードルが高く、事実上、市町村に財政的な裏付けがなかったことも指摘されているため、厚労省は今回示した基準に該当した者の一部負担金を減免した場合、減免額の1